

## ショートステイサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- |                            |
|----------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合     |
| (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

#### 1 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### 2 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ③ 機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活をおくるのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための生活リハビリを行います。

#### ④ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

#### 5 その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。
- ・食事は離床してとっていただきことを原則としています。  
(食事時間) 朝食：午前7時30分 昼食：正午 夕食：午後6時

<サービス利用料金(1日当り)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額(1割))をお支払い下さい(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、利用部屋に応じて異なります)。

(注) 自己負担額については、所得によって割合が異なります。

(単位:円)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	4,740	5,890	6,380	7,070	7,780	8,470	9,160
自己負担額(1割)	474	589	638	707	778	847	916

(以下は介護度に関係なくご負担いただく金額です) 要支援者は※のみ加算

	利用料金	自己負担額(1割)
送迎(片道)※	1,840	184
サービス提供体制強化加算 III※	60	6

看護体制Ⅰ		80	4
看護体制Ⅱ		40	8
機能訓練指導体制加算		120	12
在宅中重度者受入加算	対象者	4,130	413
医療連携強化加算		580	58
緊急短期入所加算		900	90
介護職員処遇改善加算Ⅰ※		(自己負担額+加算額)×8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ※		(自己負担額+加算額)×2.3%	

- ☆ 送迎の利用料金は、送迎を希望される場合にご負担いただく金額です。
- ☆ 看護体制の利用料金は、看護職員が健康上の管理をおこなうことにより、利用者全員に共通してご負担いただく金額です。
- ☆ サービス提供体制強化は、専門的で安定的なサービスの提供を行うことにより、利用者全員に共通してご負担いただく金額です。
- ☆ 機能訓練指導体制加算は、専ら機能訓練指導員が配置されていることにより、全員に共通してご負担いただく金額です。
- ☆ 在宅中重度者受入加算は、訪問看護サービスを利用している利用者が、当事業所が看護体制加算を算定しており、なおかつ、なじみの訪問看護師からサービス提供を受けた場合にご負担いただく金額です。
- ☆ 医療連携強化加算は、医療機関との連携により、重度な特定の利用者に加算される金額です。
- ☆ 緊急短期入所加算は、利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に利用が必要と認めた場合に加算される料金です。
- ☆ 介護職員処遇改善加算は、職員への人件費を加算という形で利用者全員に共通してご負担して頂く金額です。
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 支給限度基準額を超える場合や連続して30日を超える利用日数のサービス費用は、全額がご契約者の負担となります。
- ☆ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス  
円)

(単位:

項目	内容	利用料金 (1日)	利用者の個人負担額		
			利用者負担段階	金額(1日)	
				従来型個室	多床室
滞在費	室料および 光熱水費	個室1,300 多床室900	第1段階	320	0
			第2段階	420	370
			第3段階	820	370
			第4段階	1,300	900
食費	材料費および調理費用	1,570	第1段階	300	
			第2段階	390	
			第3段階	650	
			第4段階	1,570	

	食費の内訳	朝食 昼食 おやつ 夕食	340 580 190 460
テレビ貸出料	希望される方のみ。	1日	100円
レクリエーション費	レクリエーションや行事等の費用	材料代等を皆さんに負担していただきます。	
日常生活上、必要となる諸費用	日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用	実費	
通常の事業実施地域を超えての送迎代	地域を超えてからの距離	1 km	30円

### 介護予防・日常生活支援総合事業・デイサービス利用料

介護予防・日常生活支援総合事業

○利用料金

・現行の通所介護相当（現行相当）（1月当たり）（単位：円）

基本	利用料金	自己負担	サービス提供体制強化加算 I	介護職員処遇改善加算 (I) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)
要支援1	16,720	1,672	88	(I) × 5.9%
要支援2	34,280	3,428	176	(II) × 1.0%

・通所型サービスA（1回当たり）（単位：円）

サービス内容	項目		自己負担	介護職員処遇改善加算 (I) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)
通所型サービスA（3～5時間利用）	事業対象者 要支援1・2	入浴なし、送迎なし	162	(I) × 5.9% (II) × 1.0%
		入浴あり、送迎なし	202	
		入浴なし、送迎あり	222	
		入浴あり、送迎あり	262	
通所型サービスA（5～7時間利用）		入浴なし、送迎なし	223	
		入浴あり、送迎なし	263	
		入浴なし、送迎あり	283	
		入浴あり、送迎あり	323	

通所介護

○利用料金（1日当り）

（単位：円）

☆6時間以上7時間未満利用した場合

	利用料金	自己負担額	
要介護1	5,810	581	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）×5.9% 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）×1.0%
要介護2	6,686	686	
要介護3	7,920	792	
要介護4	8,970	897	
要介護5	10,030	1,003	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220	22	
入浴加算（実施した場合）	（Ⅰ）400 （Ⅱ）550	（Ⅰ）40 （Ⅱ）55	
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（実施した場合）	560	56	
送迎を行わなかった場合（片道）	▲470	▲47	

☆7時間以上8時間未満利用した場合

	利用料金	自己負担額	
要介護1	6,550	655	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）×5.9% 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）×1.0%
要介護2	7,730	773	
要介護3	8,960	896	
要介護4	10,180	1,018	
要介護5	11,420	1,142	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220	22	
入浴加算（実施した場合）	（Ⅰ）400 （Ⅱ）550	（Ⅰ）40 （Ⅱ）55	
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（実施した場合）	560	56	
送迎を行わなかった場合（片道）	▲470	▲47	

☆8時間以上9時間未満利用した場合

	利用料金	自己負担額	
要介護1	6,660	666	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)×5.9% 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)×1.0%
要介護2	7,870	787	
要介護3	9,110	911	
要介護4	10,360	1,036	
要介護5	11,620	1,162	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220	22	
入浴加算(実施した場合)	(Ⅰ)400 (Ⅱ)550	(Ⅰ)40 (Ⅱ)55	
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ(実施した場合)	560	56	
送迎を行わなかった場合(片道)	▲470	▲47	

(以下介護保険対象外の金額です)(単位:円)

食材料費、調理費	770円
おむつ代	実費
レクリエーション材料代	実費
通常の事業実施地域を越えての送迎代	地域を越えてからの距離:1km当たり30円

- (注) 1. 利用料は介護保険の給付金額であり、自己負担額はその1割となっております。
2. サービス提供体制強化加算は、専門知識のある介護職員が、安定的なサービスの提供を行う事により、利用者全員に共通してご負担いただく金額です。
3. 中重度者ケア体制加算は、要件人数以上の看護職員・介護職員により、中重度者にサービスを提供する体制が整っていることで、利用者全員に共通してご負担いただく金額です。
4. 入浴加算とは入浴サービスを利用された場合にご負担いただく金額です。
5. 個別機能訓練加算は、個別で機能訓練を実施した場合にご負担いただく金額です。
6. 送迎を行わなかった場合は、片道の金額を引かせて頂きます。
7. 介護職員処遇改善加算は、職員への人件費を加算という形で利用者全員に共通してご負担して頂く金額です。
8. ご契約者がまだ要介護認定等を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護認定等を受けた後、自己負担額を除く金額(利用料の9割)が介護保険から払い戻されます(償還払)。また、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されていない場合も償還払となります。償還払となる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
9. 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
10. 介護保険の支給限度額を越えてサービスを利用される場合は、利用料の全額がご契約者の負担となります。